

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：西部沿岸（ディコウイタ）及び南部沿岸（ミリッサ）
- (3) 案件名：海上保安能力向上計画（Maritime Safety Capability Improvement Project）
- (4) 事業の要約：スリランカ沿岸警備庁に巡視艇を供与し、スリランカにおける海上保安体制強化を図るもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

スリランカはインド洋上の島国であり、マラッカ海峡を經由して中東地域を結ぶ我が国にとっても重要なシーレーン上に位置している。国土面積は 6.5 万 km² と北海道の約 8 割ほどであるが、1,340km に及ぶ海岸線と 2.1 万 km² の領海、51.7 万 km² の排他的経済水域を有しており、海運、漁業、観光等の海洋に関連する産業が GDP のおおむね 5 割を占める。インド洋シーレーン上で発生する自然災害、海難事故及び船舶からの油等の流出事故等は、航行する船舶の安全に悪影響をもたらし、また深刻な海洋汚染はスリランカの漁業や観光産業に致命的なダメージをもたらすおそれがある。

スリランカ政府は、同国沿岸警備庁の 5 ヶ年計画（2012 年－2017 年）において、沿岸警備や捜索・救助活動の強化等を目標に掲げており、同庁の能力強化に努めている。他方、沿岸警備庁は 20 隻の小型巡視艇のみを有し、同庁の活動範囲は沿岸部に限定されている状況であり、同庁職員の人材育成及び巡視艇等の整備を通じた海上保安能力の強化が急務となっている。

- (2) 海上保安セクターに対する我が国の協力量針等と本事業の位置付け

我が国の対スリランカ民主社会主義共和国国別援助方針においても、「我が国にとって海上輸送路の確保や、南アジアのみならず中東・アフリカ諸国との経済関係を発展させる上で、地政学的な重要性を有する」、「紛争後の同国（スリランカ）の国民和解に向けた取組と経済・社会発展を促し、南アジア地域全体の民主主義の定着と安定に大きく寄与すると共に、海上輸送路の安定にも貢献するという観点からも意義がある」として、海上輸送路の確保及び安定の重要性を強調している。対スリランカ JICA 国別分析ペーパーにおいても、「成長のための経済基盤整備」の観点から、海運を含む運輸ネットワークの強化が重要であると分析している。本事業は、これら分析・方針に合致している。

- (3) 他の援助機関の対応

アメリカ沿岸警備隊等が国境警備に関する研修指導者研修を実施済み（2 回）。

- (4) 本事業を実施する意義

海難事故や自然災害等の多発に際し、迅速な対応が求められていることから、スリランカ沿岸警備庁の能力を強化することは人道上の観点からも喫緊の課題であり、本

件支援の妥当性が認められる。なお、本件は、本年 9 月の日・スリランカ首脳会談において、安倍総理から、海洋保安分野での協力について、日本は沿岸警備庁の人材育成に協力すると共に、巡視艇の供与に向けた調査開始を決定した旨を表明したとおり、外交上も非常に重要な位置付けにあり、さらには、政府の重要政策との関係でも、「国家安全保障戦略」に掲げられた「シーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上の支援」に沿った施策と位置付けることができる。無償資金協力としての本事業の実施意義は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

- ① 事業の目的：本事業はスリランカ沿岸警備庁に巡視艇を供与することにより、同国沿岸部における海上保安能力の強化を図り、もって海難救助及び海上犯罪の予防・鎮圧に向けた法執行能力を向上させるとともに船舶からの油等の流出事故を予防し、海洋環境・資源の保全に寄与する。
- ② 事業内容：
 - 1) 施設・機材の内容：巡視艇（海上保安庁準拠 Patrol Craft 型）
 - 2) コンサルティングサービス/ソフトコンポーネントの内容：設計、施工管理及び巡視艇運用・維持管理に関する研修
 - 3) 調達・施工方法：協力準備調査において確認する。
- ③ 他の JICA 事業との連携：本事業の実施機関を対象とした国別研修「海上保安強化」による人材育成を実施中（2012 年度－2014 年度）。また環境防災に関する専門家の派遣を計画中。

(2) 事業実施体制

- ① 事業実施機関／実施体制：沿岸警備庁（Sri Lanka Coast Guard）
- ② 他機関との連携・役割分担：協力準備調査において確認する。
- ③ 運営／維持管理体制：協力準備調査において確認する。

(3) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：□A □B ■C □FI
- ② カテゴリー分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は、最小限であると判断されるため。

(4) 横断的事項：特になし。

(5) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア「防災船調達事業」（有償資金協力）の事後評価等では、供与した船舶の安全な運航のためには運転に必要な船員数や資格保持者の確保が重要であり、必要に応じて人材育成ニーズに対応していくことが重要である旨指摘されている。

本事業においても、供与する巡視艇の運用能力を有する十分な乗務員数を確保するため、本事業又は別途の技術協力支援の中で沿岸警備庁職員に対する必要な技術指導を行うことを検討する。

以 上

